

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 国土交通省

| | | | |
|-------------|---|----------------------------------|-------------|
| No | 01 | | |
| 対象税目 | 個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() | | |
| 要望項目名 | 環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設 | | |
| 要望内容(概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地球温暖化問題への対応が世界的課題となるなか、2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという我が国の中期目標の達成に向け、建設分野においても対策を積極的に講じていく必要がある。このため、建設分野におけるCDMプロジェクトの増加を図る観点から、税制上の特例措置を講ずるものである。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>内国法人が外国においてCDM（クリーン開発メカニズム）プロジェクト（日本政府承認済案件に限る）を実施する場合、CDM事業損失準備金相当額のうち、同相当額の一定割合を損金算入する制度を創設する。法人税について、当該措置が認められた場合、法人住民税についても同様の効果を適用する。</p> | | |
| 関係条文 | 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 | | |
| 要望理由 | <p>CDMプロジェクトの実施には、CDM理事会への承認までの手続きで予想以上の時間と経費を費やすケースが多く、その間にプロジェクト自体が立ち行かなくなるリスクをはらんでいる。CDMプロジェクトに取り組む我が国建設企業のリスクを軽減するため、税制上の特例措置を講じ、CDMの普及促進を図る。</p> <p>租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという中期目標の達成に向け、建設分野においても積極的に対策を講じていく必要があることから、当該要望措置は今日的な合理性が認められる。</p> <p>租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>CDMの促進にはプロジェクトに係る損失が万一生じて、企業業績への影響を出来る限り少なくすることが必要であり、このような各企業の取組みを支援する当該要望措置は、CDMプロジェクト参画に伴うリスク軽減という観点から有効である。</p> <p>租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>事業リスクに備えた準備金の積立に対する支援の方法としては、税制上の措置によることが最も効果的であると考えられるため、当該要望には相当性が認められる。</p> | | |
| 減収見込額 | (初年度) 11 (-) | (平年度) 11 (-) | (単位：百万円) |
| 地方税以外の措置 | 既存 | ・ 国税 | ・ 融資、補助金その他 |
| | 22年度の望 | ・ 国税 環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設 | ・ 融資、補助金その他 |
| 過去の要望経緯 | - | | |
| 本要望に対応する縮減案 | | | |